

令和7年度 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修

不特定（第一号・第二号研修）開催要領

1 目的

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

2 研修実施機関

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

3 研修の種別（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条）

(1) 第一号研修

不特定多数の者を対象とする課程で、履修する医行為は下記（表1）の5行為全ての行為

(2) 第二号研修（注1）

不特定多数の者を対象とする課程で、履修する医行為は下記（表1）の5行為のうち任意に選択した行為

（表1） たん吸引等研修の行為

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 口腔内のたん吸引② 鼻腔内のたん吸引③ 気管カニューレ内部のたん吸引④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤ 経鼻経管栄養 |
|---|

4 受講対象者

受講対象者は、次の要件を満たす必要があります。

(1) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等、居宅サービス事業所等に就業している介護職員（介護福祉士を含む）であること。

(2) 現在勤務している事業所の施設長が推薦した者であること。

(3) 全課程出席可能であること。

(4) 現在勤務している事業所に、3（表1）の医行為を必要とする利用者がいること。（予定含む）

(5) 現在勤務している事業所が、県に対して実地研修施設としての届出をしていること。（予定含む）

※実地研修施設とは、指導看護師（注2）がおり、かつ医師・看護職員等との連携を確保する等の体制が整備されていること。

(6) 3（表1）の実地研修を行える実地研修施設を確保できること。

① 現在勤務している事業所が実地研修施設である場合（同一法人も含む）

実地研修が可能→ 現在勤務している事業所で実地研修を実施

¹ 第二号研修課程で履修する医行為の範囲は平成27年4月1日より一部改正されています。

² 指導看護師は秋田県介護職員等によるたん吸引等研修（指導者養成講習）もしくは医療的ケア教員講習会を受講または秋田県介護職員等によるたん吸引等研修基本研修（演習）に参加し3（表1）の行為について指導・評価方法を習得していることが条件となります。

② 現在勤務している事業所が実地研修施設でない場合

(ア)「実地研修施設一覧」より実地研修先を確保したうえで申込をすること。

(イ)実地研修先は、受講者1人につき2施設までとする。

(ウ)申込書に**内諾**を得た実地研修施設名を記入する。

実地研修施設へ「依頼書」(様式3-1)、「実地研修に関する合意文書」(様式3-3)を提出し、実地研修施設からの「承諾書」(様式3-2)を受け、写しを本会に提出すること。

5 募集定員

40名

6 研修日程・会場

詳細は受講決定時にお知らせします。

※「年度計画」を参照してください。

7 研修内容及び評価 (別紙1参照)

(1) 基本研修 (講義)

- ① 50時間の講義 (一部の講義をオンラインにて実施予定)

※詳細は受講決定後にお知らせします。

- ② 筆記試験 (30問、60分、四肢択一)

最終日に実施します。正解が9割に満たない場合は不合格となり基本演習に進むことができません。ただし、正解が8割以上9割未満の者に対して再試験を1回のみ実施します。

(2) 基本研修 (演習)

- ① グループ毎に、シミュレータを用いて定められた回数以上の演習を実施します。

- ② 基本研修 (演習) 評価票を用いて修得状況の評価を受け、「手順どおりにできている」と認められた場合に実地研修に進むことができます。

(3) 実地研修

- ① 実地研修施設において、医行為を必要とする利用者に対し指導看護師の指導のもと定められた回数以上の実地研修を実施します。

指導看護師が、実地研修評価票を用いて修得状況の評価します。当該行為において、実地研修の修了が認定されるためには、累積成功率が70%以上で、かつ最終3回の成功が必要となります。

- ② 実地研修終了後、本会に評価票等の報告書類を提出し判定を受けます。

この研修は次の要綱に基づき実施します。

- 喀痰吸引等研修実施要綱 (H24. 3. 30 社援発 0330 第 43 号)

厚生労働省ホームページ

【政策について】→【分野別の政策一覧】→【福祉・介護】→【施策情報】→【喀痰吸引等 (たんの吸引等) の制度について】→【4研修について】→【喀痰吸引等研修】

- 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修事業実施要綱

秋田県ホームページ

【美の国あきたネットトップページ】→【検索】→【コンテンツ番号 6136】→【ダウンロード】→実施要綱 (不特定多数の者対象)

8 受講料・テキスト・教材

(1) 受講料については以下のようになります。

秋田県社会福祉協議会会員施設（注³）の職員 150,000円

秋田県社会福祉協議会非会員施設の職員 180,000円

受講決定後に支払方法をお知らせします。

(2) テキストは、各自で準備してください。（今年度からテキストは改訂版を使用します）

書名	価格（税別）
介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト	2,200円

（社）全国訪問看護事業協会 編集（発行：中央法規出版）2023.7発行

(3) 教材（消耗品）について

手指消毒剤、ディスポーザブル手袋、個包装アルコール綿は本会で準備しますが、個人で準備した教材の使用も可能です。

9 受講申込

(1) 提出書類

提出書類	様式	備考
受講申込書	様式1	複数の受講者がいる場合は、優先順位を記入してください。
受講推薦書	様式2	
(会場受講) 封筒2通	長形3号（120mm×235mm）	【受講決定・筆記試験可否通知用】 110円切手を貼付 事業所名・住所・受講者氏名を明記
(オンライン受講) 封筒3通	◇角形2号 （240mm×332mm）1通 ◇長形3号 （120mm×235mm）2通	【講義資料送付用】 角形2号：510円切手を貼付 （レターバックライトの利用可） 【受講決定・筆記試験可否通知用】 長形3号：110円切手を貼付 事業所名・住所・受講者氏名を明記

(2) 募集期間

令和7年4月1日（火）～5月9日（金）

(3) 申込先

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

施設振興・人材・研修部 「介護職員等によるたん吸引等研修」担当

10 留意事項

(1) 現在勤務している事業所、同一法人、系列事業所等の指導看護師に、基本研修（演習）及び実地研修で受講者の指導・評価を行えることを確認したうえで、申込書に指導看護師の氏名を記載してください。

(2) 指導看護師には、基本研修（演習）への参加をお願いしております。受講者と同回の参加を原則としていますので勤務調整をお願いします。また、受講者についても勤務調整等に御配慮くだ

³ 令和7年度に会員登録する施設、事業所。後日、会員登録未登録が確認された場合は、差額の請求があります。

さい。

- (3) 在宅の重度障害者に対するたん吸引等のように、個別性の高い特定の利用者に対して医行為を行う場合には、別途開催の「特定（第三号研修）」を受講してください。
- (4) 介護職員実務者研修受講者及び介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校卒業で医療的ケア科目の演習までを受講した者は手技確認講習受講の対象となります。
- (5) 1行為でも実地研修が修了し「修了証書」が届いている方が、追加行為の実地研修を希望する場合、様式10「実地研修実施届出書」で「追加実地」と申し込んでください。
- なお、実地研修賠償責任保険料と判定料（1行為毎）の実費負担が発生します。

1.1 受講の決定について

- (1) 受講の決定については、5月中旬に通知します。
- (2) 受講の可否については、電話等での対応はできませんのでご了承ください。
- (3) 人材開発支援助成金の申請を予定している施設は、受講申込時に以下のアドレスへメールを送信してください。書類申請には提出期限（講義開始1か月前）がありますので、申請に必要なカリキュラムを受講決定前にメールにて返送します。

メールアドレス tankyu@akitakenshakyō.or.jp

件名 人材開発支援助成金

本文 施設名

1.2 その他

FAX でお問合せの場合は、秋田県社会福祉協議会ホームページに掲載されている 質問票 **様式4** を用いてください。

質問内容	質問内容
・たん吸引等の制度全般について	・受講者の「認定特定行為業務従事者認定証」に関すること ・事業所の「喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録について ・実地研修登録施設について ・たん吸引等研修の計画・実施に関すること ・たん吸引等研修の種別及び選択について ・実地研修の進め方に関すること



【連絡先】	【連絡先】
秋田県庁 秋田県健康福祉部 長寿社会課 介護保険チーム	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 施設振興・人材・研修部 介護職員等によるたん吸引等研修担当
TEL：018-860-1363 FAX：018-860-3867	TEL：018-824-2444 FAX：018-864-2840